

給食業務委託契約に係るプロポーザル募集要綱

2019年8月19日

社会福祉法人あそか会
理事長 古城 資久

1. 趣旨

この要綱は、社会福祉法人あそか会介護施設における給食業務委託契約業者を、公募型プロポーザル方式によって選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 公募事項

- (1) 件名 給食業務委託契約
- (2) 仕様 「給食業務委託仕様書」のとおり

3. 履行場所

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 東京都江東区住吉1-17-11 | 特別養護老人ホームあそか園 |
| (2) 東京都江東区東陽2-1-2 | 特別養護老人ホーム江東ホーム |
| (3) 東京都江東区北砂6-20-30 | 特別養護老人ホーム北砂ホーム |
| (4) 東京都江東区塩浜2-7-17 | 特別養護老人ホーム塩浜ホーム |

4. 日程等

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 募集開始 | 2019年8月19日 |
| (2) 応募意志表明書の受付期限 | 2019年8月30日 |
| (3) 質問書の提出期限 | 2019年9月6日 |
| (4) 質問書への回答期限 | 2019年9月9日 |
| (5) 企画提案書の提出 | 2019年9月13日 |
| (6) ヒヤリング（プレゼンテーション） | 2019年9月17日～20日 |
| (7) 審査・候補者選定 | 2019年9月末日 |

5. 参加資格

公募に参加できるものは、要綱で定める要件をすべて満たすものとし、次に掲げるものは本調達の商品に参加することができない。

- (1) 「東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱」に基づく指名停止期間中等、指名から除外する期間中であるもの。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法第30条第1項に基づき更生手続きの開始申し立てをした時、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続き開始申し立てをした時、不渡り手形発生等）のもの。
- (3) 東京都内に契約締結権限のある本店、支店または営業所がないもの。
- (4) あそか会契約事務規定第6条に定める契約停止処分期間中のもの。
- (5) 被後見人等契約の当事者になることができないもの。
- (6) その他、公募への参加及び契約締結に不相当と認められるもの。

6. 参加申込

(1) 担当部署

東京都江東区住吉1-18-15 12F
社会福祉法人あそか会 本部事務局 星野・小野・住谷
TEL 03-3632-0996 FAX 03-3632-0997

(2) 申込方法

応募意志表明書を上記担当部署へ提出 ※要事前連絡

(3) 受付時間

応募締切日の午後5時まで

7. 質問の受付及び回答

質問は、文書または、電子メールにて受け付ける。(任意様式)

回答は、応募意志表明書提出者全員に文書または、電子メールで回答し、質問への回答は、本要綱の追加または修正とみなす。

8. 企画提案書の内容

企画提案書の内容は、「給食業務委託仕様書」に沿って作成すること。

9. 審査

事業者の選定は、本会の理事、評議員、職員の中から構成される企画審査委員会により企画提案書の審査、ヒヤリング（プレゼンテーション、試食等）20分程度を必要に応じて実施する。

10. 提案書評価基準（100点満点）

実績・組織体制	企業規模、資格、実績、その他	20点
提案内容	「給食業務委託仕様書」のとおり	50点
価格	見積り	30点

11. 審査結果

審査の結果、応募者の中で最高評価点を得た事業者を契約候補者として選定し、審査結果は、書面にて行う。

12. 契約の締結

契約手続きは、あそか会経理規定に定めるところにより、選定された業者と交渉を行い、不調に終わった場合は次点業者と交渉を行う。

13. その他

応募意志表明書および企画提案書の作成、並びに提出等に係る費用は、全て企画提案者の負担とする。